

答 申

第 1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が部分開示とした「岸壁使用許可申請書（添付書類含む）等」（以下「本件公文書」という。）のうち、別表の「審査会の判断」の項目中「不開示」と記載の箇所については不開示とすべきである。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求及び執行停止申立

沖縄県情報公開条例（平成 13 年沖縄県条例第 37 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づく開示請求に対し、平成 30 年 1 月 17 日付けで実施機関が行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）について、条例第 16 条第 1 項に規定する第三者である特定企業（以下「審査請求人」という。）が本件処分の取消と同時に執行停止を求めたものである。

2 審査請求の理由

沖縄県知事が開示義務を負わない情報を含めて開示を行うものであり、不開示部分の範囲が狭きに失するものであって、条例の解釈運用を誤る条例違反がある。

3 審査請求人の反論書の要旨

以下に述べるとおり、審査請求人の主張する各情報は、条例第 7 条第 7 号、第 2 号及び第 3 号の規定する不開示情報に該当することは明らかであり、本件各弁明には理由がない。

（1）国が行う「普天間飛行場代替施設建設事業」（以下「本件事業」という。）に対しては、連日、これに反対する団体や活動家等（以下「反対派」という。）によって、あらゆる手段（特定の個人を標的とする攻撃的な態様のものを含む）による過激な妨害活動が現に行われており、工事車両の通行妨害行為等によって、複数の逮捕者が出るなどの事態にも至っている。

そこで、本件事業並びに審査請求人が現在施工しているキャンプ・シュワブの護岸新設工事（以下「本件工事」という。）等に対する反対派によって現に行われている妨害行為等の実態について詳述する。

①本件事業・本件工事それ自体に対する妨害行為

反対派によって、本件事業及び本件工事に対しては過激な抗議活動及び妨害行為が行われており、これにより本件事業・本件工事の実施に深刻な障害・遅延が生じている。

②法人に対する業務妨害・威迫行為

反対派によって、本件事業に関連する企業に対する直接の妨害行為が行

われており、審査請求人等に深刻な被害が生じている。

③個人に対する威迫行為・暴行等

反対派による威迫行為等は、本件工事の関係者個人に対する方法によっても行われている。

(2) 条例第7条第7号該当性

沖縄県北部土木事務所長は、本件各弁明において、本件審査請求における審査請求人の主張について、「確実性がなく、あくまで可能性であり、支障の程度が不明であり、法的保護に値する蓋然性が認められ」ないという理由により、条例第7条第7号に規定する「公にすることにより、(中略)当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には該当しないと弁明する。

しかし、反対派等により、過激な抗議活動及び本件工事に対する妨害行為が継続的に行われており、本件事業に関して重大な支障・損害が実際に生じている。このような状況において、本件情報が開示されれば、これらの妨害行為等が助長され、本件事業の支障・損害が、より深刻化することは明白であるから、条例第7条第7号に該当することは明らかであり、本件各弁明は条例の解釈適用を誤ったものである。

(3) 条例第7条第2号該当性

沖縄県北部土木事務所長は、本件各弁明において、審査請求人の企業体名等については、条例第7条第2号の規定する個人情報に該当せず、条例第7条第2号の規定する不開示情報に該当しないと弁明する。

しかし、これらの情報が開示されれば、上記のとおり個人を識別しうるか、あるいは少なくとも個人の権利利益を害するおそれがあることから、「個人に関する情報」であることは明白であり、条例第7条第2号の規定による不開示情報に該当することは明らかであるから、本件各弁明は条例の解釈適用を誤ったものである。

(4) 条例第7条第3号該当性

沖縄県北部土木事務所長は、「(略)開示決定した法人情報は、法令の規定により何人でも閲覧できる情報及び「許可」に関する情報に該当し、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは認められ」ないとの理由により、条例第7条第3号の規定による不開示情報に該当しないと弁明する。

しかし、審査請求人の企業体名及びこれを構成する法人名等が開示されれば、上記のとおりこれらの法人が本件工事を受注し、施工していることが明らかになるところ、「同企業体が、本件工事を受注し施工している」との情報は、「法令の規定により何人でも閲覧できる情報」ではないことは明らかである。そして、上記のとおりこれが開示されれば、審査請求人等法人の正当な利益を害するおそれがあるから、上記弁明は条例の解釈適

用を誤ったものである。

4 審査請求人の追加資料

上記の反論書のほか、審査請求人から追加資料として「陳述書」及び「不開示とすべき理由及び根拠条文の整理」に関する資料の提出があった。

第3 実施機関の弁明書の要旨

実施機関の提出した弁明書によれば、本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

(1) 条例第7条第7号該当性

審査請求人は、「公にすることにより、（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として、申請書の①国が締結した本件工事に係る契約内容そのもの、②本件工事の受注者である審査請求人の企業体名や代表者職員の個人名、③関係する法人名や使用される船舶に関する詳細情報、④岸壁等の具体的な仕様箇所、⑤石材運搬の具体的な工程等の各情報（あわせて以下「本件各情報」という。）を挙げており、①～⑤の内容等を含む本件各情報が開示されれば、特定の法人・個人・船舶・工事車両等を標的とする攻撃が可能となり、安全かつ円滑に行うことが困難になることは明らかと主張する。

しかし、処分庁は当該主張について確実性はなく、あくまで可能性であり、支障の程度が不明であり、法的保護に値する蓋然性が認められず、条例第7条第7号に規定する「公にすることにより、（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には該当しないとした。

(2) 条例第7条第2号該当性

審査請求人は、①審査請求人の企業体名、②代表者職員の個人名、③使用される船舶の船名、④船舶所有者等の情報が開示されれば、特定の職員や船舶等を標的とした攻撃が可能となり、個人の権利利益を害するおそれがあると主張する。

しかし、①の内容は法人情報であり、条例第7条第2号の規定する個人情報に該当せず、法令の規定により何人でも閲覧できる情報「法人に関する登記事項」に該当し、条例第7条第3号の規定による不開示情報にも該当しない。また、③～④の内容に個人情報に含まれておらず、条例第7条第2号の規定による不開示情報には該当しない。

なお、処分庁は②の内容については個人に関する情報で、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当するとして不開示とした。

(3) 条例第7条第3号該当性

審査請求人は、開示される情報の一部が、条例第7条第3号に規定する「公にすることにより、当該法人等（中略）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当し、本件情報が開示されれ

ば、審査請求人等が受注した工事が妨害され、正当な利益（競争力）が害されると主張する。

しかし、処分庁が開示決定した法人情報は、法令の規定により何人でも閲覧できる情報及び「許可」に関する情報に該当し、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは認められず開示情報であり、条例第7条第3号の規定による不開示情報に該当しない。

第4 審査会の判断理由

1 本件公文書について

本件公文書は、審査請求人が本件工事を受注し、遂行する上で沖縄県北部土木事務所長へ提出した「岸壁使用許可申請書（添付書類含む）等」である。

審査請求人は、本件公文書において、「開示される情報の一部が条例第7条第7号、第2号及び第3号に該当し、沖縄県知事が開示義務を負わない情報を含めて開示を行うもの」と主張しているが、一方で実施機関は、「個人に関する情報は、条例第7条第2号に該当し不開示となるが、当該情報以外については不開示情報に該当しない」と主張していることから、以下、本件公文書の見分結果に基づき、同条各号における不開示情報該当性について検討する。

2 条例第7条第7号該当性

審査請求人は、不開示理由として審査請求書及び反論書等で条例第7条第7号に該当すると主張する。

条例第7条第7号は、その本文において、「(略) 公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は不開示とする旨を定めており、事業の遂行に支障を及ぼすおそれについて、「支障」は実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度は単なる確率的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が必要である。

本件の場合に審査請求人は、審査請求書において「本件各情報がひとたび開示されれば、特定の法人・個人・船舶・工事車両等を標的とする攻撃が可能となり、またさらに助長されることとなり、本件工事を安全かつ円滑に行うことが困難になることは明らかである」ことや、また反論書において「本件情報が開示されれば、(中略) 本件事業の支障・損害がより深刻化することは明白であるから、条例第7条第7号に該当することは明らかである」等と主張する。

しかし、審査請求人の当該主張については、具体的な支障が明らかに生じるとまでは認められない。あくまで抽象的な可能性に留まるものである以上、当該「支障のおそれ」について法的保護に値する蓋然性があるとまでは言えない。よって、審査請求人が「妨害行為等が助長され、本件事業の支障・損害がより深刻化する」と述べていることのみをもって、条例第7条第7号で規定する不開示理由には該当しないというべきである。

3 条例第7条第2号該当性

審査請求人は、不開示理由として審査請求書及び反論書等で条例第7条第2号に該当すると主張する。

条例第7条第2号は、個人の権利利益の十分な保護を図るための「個人に関する情報」であり、「当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（中略）、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの」を不開示とすることを規定している。

「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味するものである。従って、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれるものである。

本件の場合に審査請求人は、審査請求書において「本件申請書には、審査請求人の企業体名や代表者職員の個人名、使用される船舶の船名及び船舶所有者等の情報が記載されており、これらの情報によって特定の個人が識別され（中略）、開示されれば特定の職員や船舶等を標的とした攻撃が可能となり、またさらに助長されることは明らかであるから、個人の権利利益を害するおそれがある」等と主張する。

そこで当該各情報の条例第7条第2号該当性について検討すると、本件公文書中の「審査請求人の企業体名」及び「使用される船舶の船名」については法人情報であり、条例第7条第2号に規定する個人情報に該当しない。また、「船舶所有者」についても、当該船舶の船主である法人名が記載された法人情報であるため、条例第7条第2号に規定する個人情報に該当しない。

4 条例第7条第3号該当性

条例第7条第3号は、法人等に関する情報の不開示情報等の要件を定めたものであり、「当該情報を公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については不開示とする旨を定めたものである。

「法人等に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等と何らかの関連性を有する情報を指すものである。なお、法人等の構成員に関する情報も、法人等に関する情報であるものと考えられる。

また「当該法人等の権利」とは、法的保護に値する権利一切を指し、「競争上の地位」とは、法人等の公正な競争関係における地位を指し、「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用、法人等の運営上の地位を広く含むものであると解される。

そのほか「害するおそれ」があるかどうかの判断にあたっては、法人等の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等の憲法上の権利の保護の必要性、当該法人等と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

審査請求人は、審査請求書において「本件情報が開示されれば、（中略）本件工事に対する妨害行為が可能となり、またさらに助長されることは明らかであるところ、審査請求人等が適法に受注し、実行する本件工事が妨害されるという事態は、それ自体、審査請求人等の正当な利益を害するものである。」等と主張する。

一方で実施機関は、「開示決定した法人情報は、法令の規定により何人でも閲覧できる情報及び「許可」に関する情報に該当し、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは認められず開示情報であり、条例第7条第3号の規定による不開示情報に該当しない」と主張する。

よって、以下では本件公文書の各情報における条例第7条第3号該当性について検討する。

(1) 審査請求人の法人情報及び契約情報について

本件工事の受注者である審査請求人の法人情報（所在地、団体名、代表者名（法人名）等）については、沖縄防衛局ホームページにおいて「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、本件工事に係る「契約業者の名称及び住所、工期、契約金額等」の法人情報及び契約情報が既に公開されており、審査請求人が本件工事を受注、施工している事実を確認することが可能である。

よって、当該情報は条例第7条第3号に規定する「公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは認められず、法令の規定により何人も閲覧できる情報として、開示が妥当である。

一方で、本件公文書のうち「船主名」及び「荷役会社」に係る情報は、審査請求人の取引先の企業名に係る情報であり、審査請求人の事業活動の自由に属する情報として「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、これを公にすることにより、競合する同業他社に当該情報が伝搬し、契約の獲得その他営業活動を継続していく上で、公正な競争関係に不利益を与えるおそれや、その事業活動に支障が生じるおそれがあると認められることから、不開示とすべきである。

(2) 船舶情報について

本件公文書には、本件工事に使用する船舶に係る情報（船名、種類、船籍等）が記載されており、審査請求人はこれらの情報が条例第7条第3号に該当するとして不開示を求めている。

しかし、「船舶法施行細則」及び「小型船舶の登録等に関する法律（以下、「小型船舶登録法」という。）」において、船舶登録の対象となる船舶の所有者は、「船舶原簿」に「船名、種類、船籍港、船舶の長さ・幅・深さ、当トン数、船体識別番号、所有者の氏名又は名称・住所、船舶番号等」を登録しなければならないこととされており、併せて、これらの情報は何人も「登録事項証明書」の交付申請により閲覧が可能とされていることから、公にされている情報であると言える。

よって、これらの情報は、開示することにより「当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの」とは認められず、法令の規定により何人でも閲覧できる情報として開示が妥当である。

一方で、当該「船舶原簿」に記載がない情報については、船舶所有者のみしか知り得ない情報であり、「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」として、不開示とすべきである。

なお、本件公文書における「引船（及び押船）」については、船舶法及び小型船舶登録法において船舶登録の対象となり、「船舶番号等の表示義務」があるが、「台船」については、「推進機関及び帆装を有しない船舶は適用除外」とされ、船舶登録の対象ではないため「船舶番号等の表示義務」はないこととなる。

よって、当該「台船」に係る船舶情報は、当該台船の船舶所有者のみしか知り得ない情報であると言え、何人も閲覧可能な情報ではないことから、「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、不開示とすべきである。

(3) 石材運搬工程表について

「石材運搬工程表」には、石材をダンプで運搬し、船に積み替えて出港する工程と効率性が示された情報が記載されている。

使用する船により運搬可能な量（ m^3 数）が異なることや、石材をどのような手法で効率的に運搬するかによって1日の運搬可能量が異なり、当該行程表の計画により効率性が上がり、利益にも関わる内容であるため、他社には知られたくない情報であると言える。

よって、審査請求人が、追加資料における「企業体のノウハウに関する重要な情報が含まれている」旨の主張は妥当であり、容易に開示できる情報ではなく、また一般的にも通常知り得る情報ではないことから、審査請求人の「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、不開示とすべきである。

(4) 港湾施設に係る情報について

港湾施設は、港湾法第13条第2項において、「何人に対しても施設の利用その他港湾の管理運営に関し、不平等な取扱いをしてはならない」と規定している。

当該港湾施設に係る情報について、実施機関は「港湾施設は広く一般に使用させることを前提としており、使用面積、使用期間、使用する位置等に関し、開示しなければ他の使用許可申請者との調整、協議が困難となり、港湾管理及び行政事務の遂行に支障を及ぼす。」と主張する。

審査会としては、他の使用許可申請者に対し、調整、協議等の事務処理の便宜上でこれらの情報を開示することは特に問題ないと考えるが、このうち「使用期間」については、当該情報が他社に知られると、審査請求人の営業上のノウハウが流出し、正当な利益を害するおそれがあるため、「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、不開示とすべきである。

また、「最後仕出港及び日時、当港入港日時、仕向港及び出航予定日時」については、当該船舶の今後の入出港に係る渡航経路が明らかになる情報であり、これらの情報が開示された場合、当該法人等と競合する同業他社に当該情報が伝わることを考えられ、当該船舶が当該港湾施設を利用したという個別具体的な事業活動の内容は「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に係る情報と認められ、不開示とすべきである。

(5) 岸壁・港湾施設用地の使用箇所に係る情報（図面、写真）について

審査請求人は、追加資料において、「船舶の接岸位置や、ダンプの港湾施設用地内

における走行エリア、待機場所等を吟味した上で図面を作成しており（中略）、この図面が開示されれば当社特有の事業活動上のノウハウの価値が失われ、当社の競争上の優位性が失われるおそれがある」と主張する。

しかし、当該図面等に記載された情報（面積及び距離等）は、現場において誰でも目視で確認できる情報であり、これを公にすることにより、「特定企業特有のノウハウの価値や競争上の優位性が失われる」とは考えにくいことから、「事業活動上のノウハウ」には該当せず、開示が妥当である。

（6）港湾施設使用料内訳に係る情報（金額、算定内訳、使用日数等）について

「港湾施設使用料内訳」については、当該使用料の算出にあたり、施設の「使用日数」及び「算定式」に基づき算出した「使用料の額」が記載されている。

「算定式」については、沖縄県行政財産使用料条例第2条第1項において規定されており、公にされている情報であるため、開示が妥当である。

「使用日数」及び算定式に基づき算出した「使用料の額」については、当該情報が他社に知られると、審査請求人の営業上のノウハウが流出し、正当な利益を害するおそれがあるため、「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」に該当し、不開示とすべきである。

（7）実施機関から審査請求人に対する通知文書について

当該通知は、港湾施設の使用許可の指令条件に基づき、実施機関から審査請求人に対して出された指示事項等が記載されているほか、国頭村奥区長が沖縄県知事へ提出した「奥区民決議」の内容と、当該決議の要請の場で奥区民から出された意見内容等が記載されている。

審査請求人は当該通知について、反論書等において、「住民からの苦情を踏まえて県が指示を出したこと等が開示されれば、苦情の内容それ自体が客観的事実であるかのように（中略）広く誤認されることは明らか」であること、また「当企業体が不適正な対応をしていると認識され（中略）、権利利益を大きく侵害することは明らかである」等と主張する。

まず、「奥区民決議」については、新聞報道において当該決議の全文が掲載されていることから、既に公にされた情報であると認められるため、開示が妥当である。

また、奥区民からの苦情を踏まえて、実施機関から審査請求人に対して出された指示事項については、各指示事項の内容を含め、審査請求人にとって「明らかに正当な利益を害するおそれがある」とまでは言えず、当該苦情の存在自体が、直ちに審査請求人の信用を損ねるとまでは言えない。よって、開示が妥当である。

しかし、「奥区民からの意見聴取の内容」については、当該決議の要請の場で、実際に奥区民が口頭で出された意見であり、公開されることを予定しておらず、一般的にも知り得る情報ではないこと、また、審査請求人が主張する「当企業体及び構成する法人等の権利利益を侵害する」おそれが否定できず、「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれ」があると認められることから、不開示とすべきである

そのほか、当該通知の本文中、審査請求人にとって当該情報を公にすることによ

り、明らかに正当な利益を害するおそれがあると認められる箇所（所長名及び本文の2段落目の3行目の9文字目から同6行目まで）については、不開示が妥当である。

よって、別表記載のとおり判断する。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏名	役職名等	備考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
上江洲 純子	沖縄国際大学教授	※平成31年1月8日まで
植松 孝則	弁護士	会長職務代理者 ※平成31年1月8日まで
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理者
仲村 剛	弁護士	※平成31年1月9日以降
新見 研吾	弁護士	※平成31年3月28日以降
三浦 毅	琉球大学准教授	※平成31年1月9日以降

審査会の処理経過

年月日	内容
平成30年2月21日	諮問書受理
平成30年3月20日	審議（第285回）
平成30年4月26日	審議（第286回）
平成30年5月17日	審議（第287回）
平成30年6月28日	審議（第288回） 実施機関の意見聴取
平成30年7月9日	審議（第289回） 審査請求人（代理人含む）の意見聴取
平成30年10月4日	審議（第293回）
平成30年12月14日	審議（第297回）
平成30年12月26日	審議（第298回）
平成31年2月4日	審議（第300回）
平成31年3月7日	審議（第301回）
平成31年3月27日	審議（第302回）
平成31年4月17日	審議（第303回）
平成31年5月15日	審議（第304回）